**○総務省令第二号**

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令の一部を次のように定める。

平成二十三年二月一日　　総務大臣　片山　善博

接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第八項に次の一号を加える。

七　平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価を超えない額を加算するものであること。

附則第十項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

五　平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

附則第十二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

四　平成二十三年四月一日以降に開始する事業年度にあっては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであって、き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価については、加算しないものであること。

附則第十三項中「第六号」を「第七号」に、「第二号から第四号」を「第二号から第五号」に改める。

附則第十四項及び第十七項中「光信号中継伝送機能」を「一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○文部科学省令第二号**

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日　　文部科学大臣　髙木　義明

試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部を改正する省令

試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「測定評価単位」を「評価単位」に、「測定評価対象放射性物質」を「評価対象放射性物質」に改める。

別表中「測定評価対象放射性物質」を「評価対象放射性物質」に改める。

別表に、次の一号を加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三　使用者が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた資材その他の物であって金属くず | $^{232}$U | $^{234}$U | $^{235}$U | $^{236}$U | $^{238}$U |
| | 0.1 | 1 | 1 | 10 | 1 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○文部科学省・経済産業省令第一号**
**国土交通省**

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第一項及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十六条第一項の規定に基づき、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日　　文部科学大臣　髙木　義明
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する省令

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと」を「次に掲げる要件に適合すること」に改め、同号に次のように加える。

イ　容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。

ロ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

第二十八条（見出しを含む。）中「六十四及び六十六」を「六十七及び六十九」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の日前に改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「旧規則」という。）第十九条第一項及び第五項の規定により行われた申請については、この省令による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「新規則」という。）第十一条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第三条**　この省令の施行の日前に旧規則第二十一条第一項及び第二十三条第二項又は平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）第四十一条第一項及び第四項の規定により行われた申請については、当該申請に係る容器承認書の承認容器として使用する期間又は核燃料輸送物設計承認書の有効期間までは、新規則第十一条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。